

自己紹介

Ryota Yokoyama

横山 椋大(26)

2000年三重県生まれ。
2026年度より京都大学大学院経済学研究科在籍。修士(地球環境学)。

研究テーマ:複数自治体の連携による「地域脱炭素のガバナンス」
#脱炭素 #環境問題 #エネルギー #ClimateJustice #地方創生 #学際

現在の活動

- ・京都大学大学院経済学研究科博士後期課程(学問)
- ・ジャーナリズム、再エネ事業者(ビジネス)、一社NPO(環境民主主義)
- ・若者気候訴訟原告メンバー(司法)として活動中

信条は

- ・日本のアイデンティティを守るために気候変動に立ち向かう
- ・再エネ×地方創生で日本の国土の強靱化を図る(エネ・食・水の自給自足)



脱原発も訴える「市民科学者」に

11日 水曜日

東日本大震災 きょう15年



京都・参加者減っても「気持ち灯ってる」

漂流15年

「3.11」原発事故のあとさき

脱原発次世代も訴える

インフラ維持費1.5倍に
被災3県自治体、財政圧迫

電子紙面きょう無料公開します

京都新聞

3月11日 水曜日

京都新聞社

発行所 千004-0857 京都市中京区
烏丸通二条上ル森ビル26F

きょうの
おたうしを
越えてゆく

天気

5時 12 18 曇

京都 北 京南 海部 滋賀 大津 奈良 和歌山 大阪 神戸 岡山 広島 山口 徳島 高松 愛媛 高知 福岡 佐賀 長門 熊本 鹿児島 沖縄

2011年3月11日

希望

15年を歩む

市民科学者

横山 裕之

希望

15年を歩む

市民科学者

横山 裕之

社会と歩む市民科学者に 「若者気候訴訟」原告脱原発も訴える京大院生 横山 裕大さん(25)＝京都市／京都

地域 | 京都 | 関西
毎日新聞 | 2026/5/18 地方版 | 有料記事 | 1991文字



横山 裕大さん＝京都市左京区の京都大で2分、太田 裕之撮影

「気候変動は単なる環境問題ではありません。私たちが健康で文化的な生活を営む権利、憲法が保障する生存権に関わる問題です」。火力発電事業者10社に二酸化炭素排出削減を求める「若者気候訴訟」の原告の一人として4月20日、名古屋地裁で意見陳述した。

高校までは8歳で始めたサッカーに熱中。指定校推薦で地元の大学の教育学部に進んだが、教職志望を変更して公立鳥取環境大に編入学した。修士課程から京都大大学院へ。2026年4月から博士後期課程で環境社会学が専門だ。

大学1年で英国へ短期留学し、ロンドンの街中の緑の豊かさに驚いた。帰国後も英語学習

「明日を生きるための若者気候訴訟」について

日本は裁判利用率が低い国として世界的に知られている。国内の気候訴訟はこれまで6件。
しかし、気候訴訟はエネルギー転換を促し、未来を守る手段の一つであり、世界では3000件以上提訴されている。



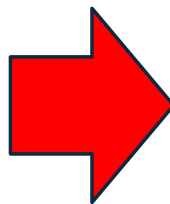
「明日を生きるための若者気候訴訟」について

- ・若者17人の原告が日本のエネルギー起源CO2排出の約3割を占める主要電力事業者10社のCO2削減を求める民事訴訟
→被告らの 2019年度(基準年)の発電部門の排出量(3億 3740 万t)は同年のエネルギー起源 CO2(10億 2900 万t)の約 3 割 。

原告

14~29歳(提訴時)の若者17人

- ・原告らはすでに気候危機を経験
(気候災害、健康被害、気候不安...)
- ・2024年8月に名古屋地方裁にて提訴、第7回口頭弁論
(4/20)、その次は8月6日



被告

株式会社 JERA、東北電力株式会社、
電源開発株式会社(Jパワー)、関西電力株式会
社、株式会社神戸製鋼所、九州電力株式会社、
中国電力株式会社、北陸電力株式会社、北海道
電力株式会社、四国電力株式会社

訴訟の内容

①民法不法行為法による排出の一部差し止め

- ・被告らに、その火力発電由来の販売電気にかかるCO2排出量を、IPCC第6次評価報告書が求める 1.5℃目標に整合する経路、即ち、2019
年比 2030 年に 52%、2035 年に 35%を超えて排出してはならない ことを求める。

②被告らが削減目標を欠くか不十分である

- ・被告らが提示している2030年/35年の削減目標は記載がないか、または1.5℃目標に整合していない

「明日を生きるための若者気候訴訟」の原告になった理由

- ①不公正な社会・構造的暴力に立ち向かう
- ②気候変動から日本のアイデンティティを守る

社会正義

Justice=正義/ 公平 = 特定の個人や集団に偏らず、公平で正しいこと。

気候正義 (Climate Justice)

気候変動による影響や対策の負担が不公平に分配されている現状を正し、公平性を追求する考え方。

四季が作り出す美しい文化と精神

春は桜、夏は蛍、秋は紅葉、冬は厳しい雪の世界、そしてまた一年が一巡する。これに合わせて**四季の文化**がある。

気候変動によって危機が迫っているのは、
日本のアイデンティティクライシスではないか？



4月20日の意見陳述の内容

①スポーツや文化への影響

2021年までサッカー選手、指導者だった経験

- ・近年、猛暑の影響でサッカーは早朝や夕方限定されることや、試合中止も増えており、子どもたちが外で体を動かす機会は確実に失われつつある。
- ・競技に限らず、夏季オリンピックの開催地すら制約される可能性が指摘されるなど、スポーツ全体の問題である。
- ・スポーツは人々を結びつける文化であり、本来は安全な環境で享受されるべきものだが、その前提が崩れつつある。

→気候変動は、スポーツを楽しむ権利そのものを脅かしている。

4月20日の意見陳述の内容

②日本の四季と文化への影響

四季の移ろい、自然を尊ぶ美学こそ日本の文化・精神性

・私の実家は代々魚屋で、幼い頃から旬の魚と四季を身近に感じてきた。しかし近年は温暖化の影響で魚の生息域が変化し、季節の魚が獲れない事態が増えている。

・四季を基盤とする和食や俳句、年中行事といった日本文化の土台も揺らぎつつある。

・気候変動は自然環境にとどまらず、文化や暮らしの前提を侵食している。

→これは単なる環境問題ではなく、健康で文化的な生活を営む権利に関わる問題である。

最後に

この訴訟を通じて私たち原告が求めていること

- ・温室効果ガスの大規模排出者である被告企業に対し、**科学的根拠に基づく排出削減**を求めている。
- ・被告企業10社は日本の排出の中でも大きな割合を占めているからこそ、被告らが変われば、日本の気候対策は大きく前進する。
- ・私たちが願っているのは特別なことではなく、**子どもたち未来世代や私たち将来世代が安心してスポーツを楽しめる社会であり、日本の四季の豊かさを感しながら暮らせる社会**である。

そのような**当たり前の未来を守りたい。**

詳しくは、若者気候訴訟で検索



ホーム

本訴訟について

私たちについて

報道

文書

ニュース

支援・寄付

お問い合わせ

ENGLISH



明日を生きるための
若者気候訴訟



気候危機はいのちの問題。 私たちに気候危機のない未来を。

気候危機はいのちの問題。 私たちに気候危機のない未来を。

—明日を生きるための若者気候訴訟—

日本の問題として

日本では公害問題において、原因が認識されながらも企業や政治の影響で対応が遅れ、被害が長期化してきた。環境問題は科学だけでなく政治経済の問題であり、不可逆性も高い。

・気候変動によって影響を受ける市民一人ひとり。だからこそ我々の権利を守る最後の砦として、司法の役割/市民運動/ 法は極めて重要である。

・人間はこれまで多くの環境問題を引き起こし、過ちを繰り返してきた。

・その過ちを再び繰り返し、将来世代にさらなる負担を残すことは、決して許されない、許さない。

→しかし、現状原発(賠償・差止)訴訟など不公正な判決が続いている

未来に希望を持ってない現代社会、著しく低い日本の若者の有効性感覚

日本社会に漂う突出して低い若者の有効性感覚

経済成長・民主主義の限界によって漂う閉塞感とそれを打ち崩そうとする権威主義に支持する若者

若者の中に漂う閉塞感、運動するものに対する冷笑主義

→海外では見られる抗議や怒りが抑圧されており、緩やかな連帯を示す雰囲気、街頭行動に抑制的な政治文化(平田,2020)

→若者活動家の参加の動機は「意識高いね」と他人事扱いをされる。(森他,2022)

友人で気候変動・政治問題を語れる友人が少ない

「国や社会に対する意識(6カ国調査)」結果の概要

自分の国の将来は「良くなる」と回答した人の割合

第78回:インド61.8%、中国54.8%、イギリス34.0%、アメリカ30.8%、韓国23.5%、**日本15.6%**

第62回:中国85.0%、インド78.3%、韓国41.4%、アメリカ26.3%、イギリス24.6%、**日本15.3%**

同調圧力・縦割り社会であることによる閉塞感、専門家に任せるべきと思いやすくなることが要因?(内藤・宇佐美,2026)

問題

将来世代、未来世代に不公正すぎるこの日本社会の政策

日本には、現行の法や政策形成プロセスに十分に将来世代の声が入っていないにもかかわらず、気候危機だけでなく、原発・核廃棄物問題など、未来世代に大きく負担を強いる問題が山積している。そして先送りしている社会、政治。

→今政策を形成、または問題を先送りしている人間は責任を最終的にとることなく、問題がこれ以上たち行かなくなった時にはもういない

社会正義と民主主義(3月7日のばいばい原発きょうとでのスピーチ引用)

社会正義の「正義」は、英語では *Justice* と言われ、日本語では「正義」と訳されることが多いですが、もう一つ重要な意味があります。それは「公正」です。辞書的に公正とは、特定の個人や集団に偏らず、公平で正しいことと定義されます。単なる均等な分配、つまり「平等」とは異なり、構造的な不平等を是正し、真に正しい社会システムや意思決定を目指す考え方です。

つまり、不利益や負担が特定の地域や人々に押し付けられ続ける構造を問い直し、意思決定から排除されてきた声を、社会の中心に戻すことです。

あるべき正義とは裏腹に、環境問題には様々な不正義があります。汚染やリスクが特定の地域に集中する不正義、当事者が意思決定に参加できない不正義、そして生き方や文化が無視される不正義などです。気候変動では、ほとんど排出していない人々、国々、私たち将来世代やまだ生まれていない未来世代が、最大の被害を被るという不公正、世代間の不正義が存在します。

パネルディスカッションの柱3つ

未来世代・社会/環境不正義の観点からの3つの問い

未来世代に不公正なこの日本社会の政策に対して、希望が持てるようになる法になり得るか

①**分配的正義**：現在世代が利益を享受する一方、気候変動や環境破壊による被害・リスク、対策に伴う環境的・経済的負担を将来世代に先送りすることは、世代間の分配的不正義である。

→**現在世代と将来世代の間で公平に分配** されている状態にするために、法で未来世代の権利、人権を守ることは可能か？

パネルディスカッションの柱3つ

未来世代・社会/環境不正義の観点からの3つの問い

未来世代に不公正なこの日本社会の政策に対して、希望が持てるようになる法になり得るか

②**手続き的正義**：将来の環境や社会を左右する政策や開発の**意思決定プロセス**において、未来世代の利益や権利が適切に考慮・反映されず、未来世代は現在の意思決定に直接参加できない。

→その声を代弁し、長期的な影響を意思決定に組み込む仕組みが未来世代法によって可能か？

パネルディスカッションの柱3つ

未来世代・社会/環境不正義の観点からの3つの問い

未来世代に不公正なこの日本社会の政策に対して、希望が持てるようになる法になり得るか

③承認的正義：まだ生まれていないこと、社会へ参画できていないことを理由に、その利益や生存条件を軽視すること自体が、世代間の承認的不正義である。

→将来世代を、現在世代の利益のために負担を転嫁してよい存在ではなく、**固有の利益や権利を持つ存在として認め、尊重すること**を未来世代法によって可能か？

パネルディスカッションの柱3つ

未来世代・社会/環境不正義の観点からの問い

未来世代に不公正なこの日本社会の政策に対して、希望が持てるようになる法になり得るか

最後に

- ・それらは市民の力によってどのようにすれば実現可能なのか？
- ・どう議論されるべきで、政治・政策に届けることができるのか？

皆様のご講演を踏まえて議論したいこと/Discussion

1. どんな未来を目指すのか / (Vision) What future do we want?

2. その未来を誰が決めるのか / Who decides the future?

3. 参加・教育・対話 / Participation, Education and Dialogue

4. 権利と気候訴訟 / Rights and Climate Litigation

5. 自然との関係を問い直す / Rethinking our relationship with nature

最後の問い・着地点 / Final Question and Takeaway

->日本で、未来世代を意思決定の中心に置く社会への第一歩を始めるとすれば、何から始めるか。